

## 避難所等としての施設利用に関する協定書

福島県伊達市（以下「甲」という。）と学校法人保原シャローム学園（以下「乙」という）は、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する認定こども園大田及び認定こども園上保原（以下「利用施設」という）の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定める。

### （避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、利用施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

### （避難所等の開設）

第3条 甲は、次の場合、利用施設に避難所等を開設することができる。

（1）伊達市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがあり市民の避難をする場合。

（2）広域避難を要する大規模な災害が発生し、伊達市外からの避難者を受け入れる場合。

（3）その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が利用施設に避難させる必要があると認めた場合。

### （開設の通知等）

第4条 甲は、第3条に基づき利用施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、利用施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が利用施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へのその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

### （避難所等の管理）

第5条 避難所等開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所等の運営管理について甲に協力するものとする。

### （避難所等の物的援助）

第6条 甲は、避難所開設時の避難者に対して、緊急に物資を提供する必要が生じたときは、乙に食糧品、飲料水、保育備品、衛生用品等の物的援助の要請をすることができる。

2 乙は、避難所等の物的援助について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲が行う避難所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 避難所等として使用したことにより生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所等の開設期間は、第3条に基づく開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用許可期限延長申請書(第3号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖)

第9条 甲は、利用施設の避難所等を閉鎖する場合は、乙に避難所等閉鎖通知書(第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の解除)

第12条 利用施設が避難所等として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市長 仁志田 昇司

乙 福島県伊達市保原町字宮下23番地25  
学校法人 保原シャローム学園

理事長 海老原 三博